

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年1月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	岩 瀨 角 太 郎	木田郡三木町大字井上513番地1	平成23年12月7日